

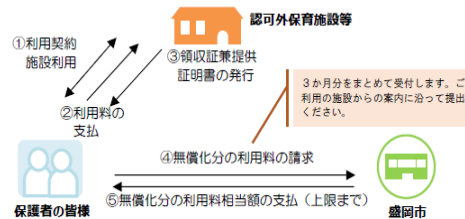
【国無償化】認可外保育施設等の利用料の請求手続き(令和7年1月～3月分)について

このお知らせは、盛岡市から新2・3号認定を受けている方へご案内しているものです。

国の幼児教育・保育の無償化に伴い、お子様が施設等利用給付認定(新2・3号認定)を受けて、認可外保育施設等(※)を利用した場合の利用料が、市からの給付(無償化)の対象となります。**無償化**の給付を受けるためには、市への請求手続きが必要です。

※ 認可外保育施設等・・・認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を指します。

【利用料の無償化の流れ(盛岡市の場合)】



1 お手元に用意いただくもの

- ① 施設等利用費請求書(認可外保育施設用)
- ② 認可外保育施設等利用料の請求額計算シート
- ③ 領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書(請求する月数分)→
(市外の施設では、領収証と提供証明書が別々になっていることがあります、そのままお使いいただけます。)

2 認定期間の確認

- ・お手元の認定通知書の認定期間を確認してください。
- ・盛岡市からの新2・3号の認定期間外の利用分については、請求対象外となります。

3 施設等利用費請求書の作成

- ① 施設等利用費請求書
- ② 認可外保育施設等利用料の請求額計算シート の2点を作成してください。

4 施設等利用費請求書の提出

- ・ご利用の施設から示される期限までに、施設に請求書類(①～③)を提出してください。
- ◆ 令和7年3月で卒園される方 令和7年5月2日(金)までに、盛岡市子育てあんしん課へ郵送又は持参により提出してください。(ご利用の施設から特に案内がある場合は案内に沿ってください)
- ◆ 令和7年4月以降も引き続き在園される方 ご利用の施設から示される期限までに、施設へ提出してください。施設の提出期限を過ぎた場合は、郵送又は持参により盛岡市役所子育てあんしん課へ直接提出してください。この場合の提出期限は令和7年5月9日(金)です。

5 請求内容の審査

- ・請求書をお預かりしたのち、市で内容の確認を行います。
- ・請求内容に認定期間外の利用が含まれていた場合や、請求額の計算に誤りがあった場合など、修正が必要な場合は、保護者の皆様へ連絡し、修正(又は請求書の再作成)を依頼します。

6 給付金の振込

- ・市の確認が終了した方から順次、請求書で指定された口座へ給付金を振り込みます。
- ・請求から振込までに1カ月から2カ月程度の時間を要しますので、ご了承ください。

7 問い合わせ先

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 保育サービス推進室

〒020-0884 盛岡市神明町3-29 盛岡市保健所1階 電話:019-626-7553(直通)

様式、記載例やよくある質問などはこちら
(市公式ホームページ)

